

佐伯市がけ地近接等危険住宅移転事業に関する取扱い

事業の概要

この事業は、がけ崩れ等の危険から市民の生命の安全を確保するため、危険住宅の除却及び移転を行う住宅の所有者に対して、除却等に係る費用の一部補助及び代替住宅の土地購入や建設、購入、改修に係る金融機関等からの借入金の利子に対する一部補助を行う事業です。

危険住宅とは

佐伯市内で、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)等の区域内に建っている住宅(住宅部分の面積が全体面積の2分の1以上のものに限る。)のことで。

対象となる事業

- 1 危険住宅の除却を行う事業
- 2 危険住宅の除却に伴う動産移転費、仮住居費及び跡地整備費
- 3 金融機関等から資金を借り入れ、代替住宅の建設若しくは購入又は改修を行う事業

※危険住宅に代わる住宅の移転先は、佐伯市内の土砂災害警戒区域(イエローゾーン)、土砂災害特別警戒区域、(レッドゾーン)、災害危険区域およびがけ条例適用区域以外の区域に建設する必要があります。また、代替住宅の新築補助を受ける場合は、当該住宅は建築物省エネ法第2条第1項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する必要があります。

補助額

1 危険住宅の除却を行う事業

危険住宅の除却工事費とし、木造住宅の場合は33,000円/㎡、非木造住宅の場合は47,000円/㎡が限度となります。

2 危険住宅の除却に伴う動産移転費等

危険住宅の除却に伴い必要となる動産移転費、仮住居費及び跡地整備費とし、1戸当たり975,000円が限度となります。

3 金融機関等から資金を借り入れ、代替住宅の建設若しくは購入又は改修を行う事業

代替住宅の建設若しくは購入(これらに必要な土地の取得を含む。)又は改修に要する経費を金融機関等から借り入れた場合における当該借入金の利子(年利率8.5%を超えるものにあつては、年利率8.5%までの部分の利子)の額に相当する額とし、421万円(代替住宅の建設若しくは購入又は改修にあつては325万円、土地の取得にあつては96万円)が限度となります。

申請の受付

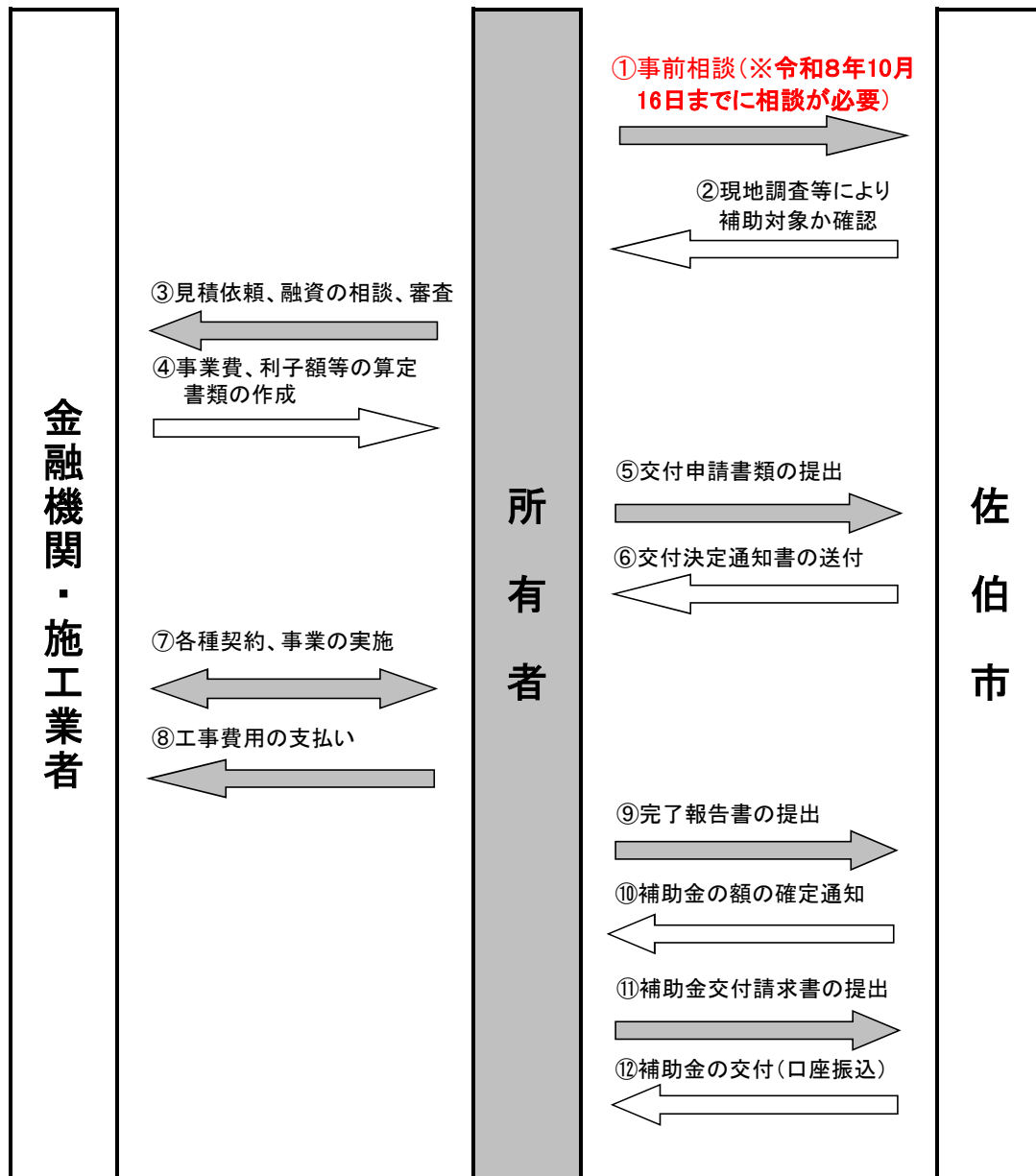
本事業の財源である国庫補助金又は大分県補助金の配分がない場合は、補助金申請の受付を行いません。

令和8年度の申請受付はありません。

注意事項

- ・ 補助金の交付決定通知書の受け取り後でなければ、各工事に取り掛かってはいけません。
- ・ 交付決定前に各工事を行った場合、補助金の交付は受けられません。
- ・ 申請年度内での事業完了が困難な場合があるため、申請の前年度(令和8年10月16日(金)まで)に事前相談を行ってください。事前相談を行っても補助金が必ず確保されるものではありません。
- ・ 申請者が市税を滞納している場合は、補助の対象になりません。

補助金申請手続きの流れ



・ 申請内容に変更等が生じた場合は、市役所建築住宅課へ速やかに御連絡ください。

《お問い合わせ》〒876-8585 佐伯市中村南町1番1号 佐伯市役所本庁舎4階

建築住宅課建築指導係 電話 22-3574(直通)

必要書類一覧

必要書類		備考
⑤ 交付申請	1 交付申請書	様式第1号
	2 事業計画書	様式第2号
	3 事業費等内訳書	様式第3号
	4 危険住宅の位置図、配置図、平面図、現況写真、代替住宅の位置図	
	5 各種事業の補助対象金額が区別できる見積書の写し	
	6 危険住宅及びその土地の所有者並びに建築年が記載された、官公署の発行した書類又はその写し（固定資産税等の課税明細書、確認済証、登記簿謄本など）	
	7 代替住宅の配置図、平面図（改修の場合は改修内容を示す平面図）	※
	8 代替住宅が省エネ基準に適合することを証する書類（新築のみ）	※
	9 代替住宅の現況写真（新築する場合は建設予定地の写真）	※
	10 代替住宅に係る土地の所有者が記載された官公署の発行した書類又はその写し（固定資産税の課税明細書、登記簿謄本など）	※
	11 借入予定の金融機関により作成された利子計算書（借入額、返済年数、利率、支払総額及び利子額等が建物及び土地の項目ごとに確認できるもの）	※
	12 申請者の市税の滞納のない証明書（市役所本庁1階又は各振興局にて） ※納税証明書ではありませんのでご注意ください。	
	13 申請者の暴力団関係者でない旨の誓約書	
	14 その他、市長が必要と認める書類	
⑨ 完了報告	1 実績報告書	様式第9号
	2 危険住宅の写真（除却前、除却後）	
	3 除却工事等に係る契約書等、要した費用を証明する書類	
	4 除却工事等に要した費用の領収書の写し（3がない場合は工事内容が分かるもの）	
	5 代替住宅の建設等に係る契約書又は注文書等の写し	※
	6 代替住宅の建設等に要した費用の領収書の写し	※
	7 金融機関等との融資に係る契約書等の写し（借入額、返済年数、利率、支払総額及び利子額等が建物及び土地の項目ごとに確認できるもの）	※
	8 検査済証の写し（建築確認を伴う場合）	※
	9 代替住宅の写真	※
	10 申請者が代替住宅に住所を移転したことが確認できる書類	
	11 その他、市長が必要と認める書類	

※は、代替住宅の建設、購入、改修を行う場合にのみ必要

・新築補助を申請する場合は、建築物エネルギー消費性能基準に適合させる必要があります。

・申請内容に変更等が生じた場合は、市役所建築住宅課へ速やかに御連絡ください。